

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 25 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380786

研究課題名(和文) 障害者の意思決定支援における人材育成に関する研究

研究課題名(英文) Research on worker development in decision support for handicapped people

研究代表者

岩崎 香 (IWASAKI, KAORI)

早稲田大学・人間科学学術院・准教授

研究者番号：20365563

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、障害者の意思決定支援の具体的な方法を提案し、意思決定にかかわる人材育成プログラム構築を目的としている。諸外国の現状を把握した上で、障害の中でも精神障害者への意思決定支援に焦点化し、専門職を対象としたアンケート調査を実施した。結果から、意思を醸成し、具体的なイメージを持てるようそのプロセスに働きかけることの重要性が明らかとなった。

最終年度にはアンケート結果をもとに、意思決定を支援する専門職の育成プログラムを構築し、試行した。参加者を対象としたプログラム評価では意思決定支援に係る知識とスキルの獲得に関して高い評価が得られ、研修へのニーズが大きいことも確認できた。

研究成果の概要(英文)： This research aims to develop workers who take part in specific methodology in decision support for, and decision making of, handicapped people. After understanding the current status of various foreign countries, we focused on decision support for the mentally handicapped among many different handicaps and carried out questionnaires targeting psychiatric social workers. The results of the investigation clarified the importance of producing intention and working on the process so as to give the mentally handicapped persons a specific image upon providing decision support for them.

We constructed a specialist development program which provides decision support based on the results of the questionnaires in the final year of the research. We were able to obtain favorable evaluations for acquiring knowledge and skills regarding decision support, and confirmed the significant need for training which provides knowledge and skills.

研究分野：社会福祉

キーワード：意思決定支援 ソーシャルワーク 精神障害者 アドボカシー

1. 研究開始当初の背景

2006年に成立した障害者自立支援法に関する議論から、ここ数年、障害者にかかわる制度改革について検討がなされてきた。時期を同じくして国連で「障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)」が採択され、日本においても2014年に批准された。

2010年から開始された「障がい者制度改革推進会議」での検討では、障害者の権利に関する条約の日本における批准を視野に入れた検討が行われ、当事者団体及び関連団体は、その理念に添った国内法の改正を強く要望した。そのひとつが日本の成年後見制度であり、権利条約第12条「法律の前にひとしく認められる権利」などとの齟齬が指摘されてきた。

日本での条約の批准という流れの中で、制度改革が実施されたことは前述したとおりであるが、障害者の権利を考える上で、障害当事者の意思決定及び意思決定支援が注目を集めた。障害者基本法第23条においても「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」とされており、「障害者総合支援法」にも、指定事業者等及び指定相談支援事業者が利用者の意思決定の支援に配慮する旨が規定されている(第42条、51条)。同法附則第3条(検討規定)にも「障害者の意思決定支援のあり方」が含まれており、精神保健福祉法改正についても施行後3年を目途として「入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必

要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」(検討規定)とされている。

しかし、意思決定支援が具体的に何を指示しているか、実践していく上でどういう知識、スキルが必要なのかといった具体的な内容は示されていないのである。理念を実践に結びつける人材の養成が求められているといえる。

2. 研究の目的

本研究は、前述したような状況を踏まえ、障害者、特に精神障害がある人たちの意思決定支援の具体的な方法を提示し、意思決定にかかわる人材育成を目的としている。

3. 研究の方法

(1)イギリスでの意思決定支援、オーストラリアのサウスオーストラリア州SDM(支援付き意思決定・意思決定支援モデル)、スウェーデンのパーソナル・オンブズマンの意思決定支援に関する調査を実施し、各国の意思決定支援に関する現状把握を行った。

(2)精神障害者のへの意思決定支援がどういふ視点で行われているか、また、人材育成という視点から支援者の研究や研修への参加や効果への認識を探索するためのアンケート調査を公益社団法人日本精神保健福祉士協会の会員1500名を対象に実施した。(3)前述したアンケート結果をもとに、今年度は、意思決定を支援する専門職の育成プログラムの構築を行った。東京、神奈川、埼玉、千葉の精神保健福祉士協会に協力を依頼し、年1回開催されている「4都県権利擁護研修」において、その人材育成プログラムを実施し、事前事後アンケートにプログラム評価を行った。

4. 研究成果

(1)2005年4月に成立したイギリスのMCA (Mental Capacity Act, 意思決定能力法)に基づいたイギリスでの意思決定支援、オーストラリアのサウスオーストラリア州SDM (支援付き意思決定・意思決定支援モデル)に精通した水島俊彦氏(弁護士・2014年度英国エセックス大学ヒューマンライツセンター客員研究員)に知識供与を得た。また、スウェーデンにおいては、精神障害者を支援するパーソナルオンブズマンについて社会庁担当者に聞き取り調査を実施した。その仕組みは各国によって異なっていた。イギリスでは法的な枠組みが作られ、当事者にとっての善の利益を追求していく原則が明確に示されている点や、独立意思代弁人 (Independent Advocate (IA))、ケア法独立意思代弁人 (Independent Care Act Advocate=ICAA) といったアドボケイトを養成し、機能させている点で優れていた。オーストラリアのサウスオーストラリア州SDM、スウェーデンのパーソナルオンブズマンに関しては、法制度としての枠組みはイギリスほど確立されていないが、支援者主導ではなく、障害当事者の意思を尊重した支援という点で共通していた。(2)では、日本における精神障害者のへの意思決定支援がどういう視点で行われているか、また、人材育成という視点から支援者の研究や研修への参加や効果への認識を探索するためのアンケート調査を公益社団法人日本精神保健福祉士協会の会員を対象に実施した。

重篤な精神障害を持つ人たちの意思決定支援においては、障害当事者の意思をどう汲み取るのか、意思を発現するためにどのようなサポートが有効なのかが課題となる。調査では、公益社団法人日本精神保健福祉士協会

員300名(無作為抽出)を対象に、事例を提示し、その事例に対するアプローチについて回答を得た。

結果から、精神障害者の意思決定支援を行う上で、意思を醸成し、具体的なイメージを持てるように働きかけることの重要性が明らかとなった。その方法として、多様な方法による情報提供の重要性が示めされた。また、支援を行う前提として、あたり前のことではあるが、クライアントとの信頼関係を築くことが重要であり、ニーズの実現に向け、機関内外の人的・物的資源を活用し、調整することが精神保健福祉士の役割だと認識されていた。かかわりの当初は、支援者が把握したニーズとクライアントのニーズには食い違いがあるが、信頼関係を構築しながらかかわるプロセスの中で、その食い違いが減少していくことも示唆された。

上記アンケートとは別に公益社団法人日本精神保健福祉士協会会員800名(無作為抽出)を対象に、研修に関するアンケートを実施した。過去3年間の研修への参加の有無を尋ねたところ、72.2%が受講していた。支援向上のために知識や情報が必要な時の入手経路としては、研修会・学会への参加(85.6%)が最も多かった。実際に業務に活かすことができると考える研修に関しては、最新の知識が得られる研修(73.4%)、スキルアップができる研修(71.6%)、事例などを使用し、実践を深める研修(69.8%)が上位を占めていた。結果から、研修の手法としては、知識を得られる講義と事例検討などのグループワークを含み、実際のスキルを得られる内容を組み合わせたものに対するニーズが高いことが示された。

(3) 前述したアンケート結果をもとに、今年度は、意思決定を支援する専門職の育成プロ

プログラムの構築を行った。東京、神奈川、埼玉、千葉の精神保健福祉士協会に協力を依頼し、年1回開催されている「4都県権利擁護研修」において、その人材育成プログラムを実施した。参加した精神保健福祉士59名を対象に事前事後アンケートにプログラム評価を行った。プログラムの前半では、意思決定を支援する上で必要となる知識とその支援プロセス、ニーズアセスメントの具体的な方法などを提示した。午後は、模擬事例を用い、ソーシャルワーカーの支援を映像化して、参加者に示した。映像を見た上で、クライアントのニーズアセスメント、意思決定支援の方法についてディスカッションを行った。研修内容への評価としては、5段階評価で平均得点が4.5点と高得点であった。事前事後の知識とスキルの獲得に関しても、すべての項目で事後評価が事前評価の得点を上回っていた。

「意思決定を支援」と言葉でいうのは簡単であるが、対象者の個別的なニーズを尊重しながら実践する必要がある。ニーズを育み、表明することへの支援を含めたプロセスが重要であることを確認した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計4件)

統合失調症患者の社会生活支援：医療との協働をめざして,岩崎香,日本医事新報(4822),31-36(2016) 査読無

②精神障害のある人たちの権利を守る,岩崎香,月刊福祉99(5),40-43,(2016) 査読無

岩崎香,精神障害者の意思決定支援について—成年後見制度を中心に—,鴨台社会福祉論集第25号,29-34(2016) 査読有

岩崎香,精神障害者の意思決定支援をめぐる精神保健福祉士の課題 - 障害者の権利に

関する条約と精神保健福祉法改正 - ,精神保健福祉108(2017),278-282 査読無

6. 研究組織 (1)研究代表者 岩崎 香 (IWASAKI Kaori) 早稲田大学・人間科学学術院・准教授 研究者番号:20365563